

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

ーデジタル・セーフティネットの構築に向けてー

2020 年 11 月

はじめに

国民生活と経済に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症は、日本社会のデジタルトランスフォーメーションの遅れを浮き彫りにしました。デジタルエコノミーと税制に関する 3 回目（3 年目）の提言では、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに明らかになった課題として税の所得情報と社会保障を連携させた「デジタル・セーフティネット」構築の必要性を取り上げました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金事業では、マイナポータルを活用したオンライン申請のしくみが構築されましたが、特別定額給付金事業は「個人番号利用事務」には該当しないため、マイナンバーそのものは利用されませんでした。したがって、特別定額給付金は、所得の大きさや変動によらない一律給付の形態が採られましたが、欧米には、中低所得者の勤労促進やセーフティネットとして税と社会保障を連携した「給付付き税額控除」などの仕組みがあり、コロナ危機ではそのインフラを活用した迅速な支援金給付が行われました。日本でも、マイナンバー制度、とりわけマイナポータルを活用して、税（所得情報）と社会保障を連携させた「デジタル・セーフティネット」の構築を急ぐべきだと強く考えています。

マイナンバーカードを使用して個人が開設するマイナポータルでは、行政手続や行政機関からのお知らせを確認できるサービス等が提供されていますが、今年の 10 月から、年末調整手続きに必要な控除証明書等を、マイナポータルを活用して電子的に取得することが開始されました。この情報は、来年 1 月から e-Tax の確定申告書作成コーナーで所定の項目に自動入力されるようになる予定です。これにより、前身の「金融税制・番号制度研究会」以来数年にわたって提言してきた「日本型記入済み申告制度」がようやく実現されることになります。マイナポータルで取得できる情報をさらに拡大し、マイナポータルを税と社会保障を連携させ、官と民をつなぐ情報ハブと位置づければ、効果的、効率的な「デジタル・セーフティネット」の構築につながります。また、預貯金口座とマイナンバーのひもづけを行えば、社会保障の給付・負担について所得だけでなく資産も勘案することが可能になり、より効果的、効率的な社会保障制度の構築につながります。本報告書の提言が、そのような検討の一助となれば幸いです。

デジタルエコノミーの時代が到来したといわれますが、それをめぐる知見はそれぞれの専門家・専門分野に限定されがちです。この研究会では、税法、税務実務、法務、金融、AI、デジタルエコノミーなどに詳しい専門家が集まり、デジタル時代の税制や税務行政のあり方をバランスよく議論をしていくことを目指していきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の上瀬剛さん、稲葉由貴子さん、伊藤香葉子さんには、厚く御礼申し上げたいと思います。

2020 年 11 月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長

東京財団政策研究所研究主幹 ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事

森信茂樹

デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006 年から 11 年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017 年 9 月に第 1 回会合を開催しました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にも大きな影響を及ぼすことについての問題意識が背景にあります。

最初の報告書は 2018 年 11 月に公表しました。本提言は一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）にて公開しています。

今後はギグエコノミーとプラットフォーマーの位置づけ、AI の生み出す価値の研究など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

ーデジタル・セーフティネットの構築に向けてー

2020 年 11 月

目次

1	デジタルトランスフォーメーションの加速化	1
1.1	デジタルエコノミーの進展	1
1.2	新型コロナウイルス感染拡大とデジタルトランスフォーメーションの加速化	1
1.3	プラットフォームの機能・役割・責任	2
2	コロナ禍への対応とその課題	4
2.1	新型コロナウイルス緊急経済対策	4
2.2	新型コロナ対策への米英の取り組み	6
2.3	欧米のセーフティネット	7
3	デジタル時代の税制と社会保障	8
3.1	ギグワーカー、フリーランスのセーフティネット	8
3.2	先進諸国のセーフティネットと情報収集	9
3.3	デジタル企業課税	10
4	マイナポータルを活用によるデジタル・セーフティネットの構築を	11
4.1	正確な所得情報の把握	11
4.2	マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネットの構築	14
5	デジタルエコノミーと税制研究会メンバー	16
6	研究会の開催概要	17
7	引用・転載について	18

1 デジタルトランスフォーメーションの加速化

1.1 デジタルエコノミーの進展

デジタル経済は、デジタルデータの収集・分析・活用とデジタルプラットフォームに依拠するビジネスモデルの二つを推進力として拡大してきた。今や、世界の時価総額の上位企業の多くが、プラットフォーム・ビジネスであると言われている。ネットワーク効果、デジタルデータの収集・分析・活用力、スイッチングコスト等を原動力に、少数のプラットフォームが支配的地位を築いている。既存のビジネスモデルにおいても、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ブロックチェーン等のデジタル技術を駆使したデジタルデータの活用が、重要となってきた。

プラットフォーム上で遊休資産の売り手と買い手をマッチングするシェアリングエコノミーの普及・拡大は、雇用契約によらない働き方の普及を促し、兼業・副業を含めた多様で柔軟な働き方の実現が推進されている。特定の組織に属さず、専門性の高いサービス等を独立して提供するフリーランサー（ギグワーカー）の増加は、ギグエコノミーという新しい概念を生み出した。米国ではすでにミレニアル世代の半数近くがフリーランサーであるという調査結果もあり、今後 10 年以内にフリーランサーが労働人口の過半数に達するとも見込まれている。フリーランスには必ずしも統一された定義があるわけではないが、内閣官房が 2020 年 3 月に実施した調査では、国内のフリーランス人口は約 462 万人と推計された。新型コロナウイルス感染症の拡大により、フリーランス人口はさらに拡大している。

一方で、デジタルデータの重要性の高まりは、個人情報保護やサイバーセキュリティ等の課題を深刻化させている。巨大なデジタルプラットフォーム企業（プラットフォーム企業）の登場により、各国の競争政策や税制等のあり方の見直しも必要となってきた。デジタルトランスフォーメーション（DX）が、社会全体に及びつつある。

1.2 新型コロナウイルス感染拡大とデジタルトランスフォーメーションの加速化

2019 年 12 月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は国際的な流行に拡大し、国内でも緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出の自粛、店舗の休業や営業時間の短縮、施設の使用制限等が要請された。e コマースやテレワークが急速に拡大したほか、オンラインや電話による診療、服薬指導等に対する規制が一時的に緩和され、学習の遅れや生活リズムの乱れを防ぐためにオンライン授業が取り組まれるなど、これまでデジタル化が進んでいなかった領域でのデジタル化が急速に拡大した。

緊急事態宣言解除後は、感染対策と甚大な影響を受けた経済の再生の両立に向け、「新しい生活様式」の実践が呼びかけられた。人と人の接触による感染リスクを下げるため、e コマースやテレワークの継続的活用等に加え、キャッシュレス決済、食事の持ち帰りやデリバリー等が推奨されている。

骨太の方針 2020 では、通常であれば 10 年かかる変革を一気に進めるとして「デジタルニューディール」を謳い、行政手続のオンライン化、民間部門のデジタルトランスフォーメーション、テレワーク等の促進、変化を加速するための制度・慣行の見直しの推進等が掲げられた。

感染症の診断や重症化・感染リスクの予測、新薬やワクチンの開発等、医療分野での AI 活用も進み始めた。今後は、人と人との接触を避けるために、人の作業を代替するロボットの活用やテレプレゼンスの導入等も進むと想定される。新型コロナウイルス感染症の流行がもたらした災禍や非日常は、これまでの常識や価値観を覆し、既存の組織やビジネスモデル、規制等、これまで変革を阻害していた要因は見直しが迫られている。今後は、税の世界も含め、社会全体でデジタルトランスフォーメーションが加速化すると想定される。

1.3 プラットフォーマーの機能・役割・責任

シェアリングエコノミー、ギグエコノミーの中心的役割を果たすのは、プラットフォームとそれを運営するプラットフォーマーである。プラットフォーマーは企業と市場の中間的存在と位置づけられ、マッチング機能や決済インフラを提供するが、サービス提供者に対する支配力は、サービス内容やプラットフォーマーにより様々である。Uber や Airbnb のように世界最大のタクシー会社や宿泊事業者にたとえられるプラットフォーマーがある一方、参入障壁が低いいため新規参入も多い。

ネットワーク効果が働きやすいという特性から、プラットフォーマーはビジネスの立ち上げ期には利益を確保することよりも顧客基盤を拡げることを優先する傾向があり、市場の寡占化が進みやすい。サービス提供の対価として取得した利用者情報をデータとして販売したり、オンライン広告等の自社ビジネスに活用したりするプラットフォーマーのマルチサイド・ビジネスモデルは、交換によってプラットフォーマーが獲得する価値に対する客観的な評価が十分ではないことが問題視され、世界的に批判が高まっている。さらに、国境を越えてビジネスを展開する海外のプラットフォーマーについては、国内に課税の根拠となる恒久的施設（PE: Permanent Establishment）を有しないことが多く、我が国の法人税の課税対象外であり、情報の入手は、基本的には租税条約に基づく情報交換のしくみを介す必要がある。タックスヘイブンへの利益移転による租税回避は、デジタルエコノミーにおける税制の課題として、OECD や G20 で検討が進められており、2021 年中に結論が出される予定である。デジタル社会に不可欠なインフラであるとの認識が広まる中で、プラットフォーマーの透明性・公平性、社会的責任などを問う議論も行われている。

月間アクティブユーザーが 25 億人¹に上る Facebook 等の巨大プラットフォーマーは、国家に例えられることも多い。しかし、国家を超えて存在し、国家権力から利用者を保護する動きをすることもあること等から、中世の荘園やカトリック教会に例える説もある。デジタル通貨の発行や教育、ヘルスケア

¹ Facebook, "Fourth Quarter and Full Year 2019 Financial Highlights," Jan. 2020.
<https://investor.fb.com/investor-news/press-release-details/2020/Facebook-Reports-Fourth-Quarter-and-Full-Year-2019-Results/default.aspx>

ア等のサービス提供を図ることで、巨大プラットフォーマーは社会のインフラとしての性格をますます強めている。税と社会保障等の観点でも、プラットフォーマーの社会的責任や負担が生じると思われるがどこまで求めるべきかについては、今後の検討課題であろう。

2 コロナ禍への対応とその課題

2.1 新型コロナウイルス緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、感染拡大を防止する手段として、各国でロックダウン（都市封鎖）や外出規制等の措置が採られた。ヒトやモノの移動の収縮により経済活動は打撃を受け、2020 年の世界経済は-4.9%の成長と見込まれている²。各国政府が実施した旅行業、航空業、飲食業等、特に影響の大きかった業種を中心とした事業継続のための融資の保証や固定費等の支払い、雇用維持等の支援、休業や解雇等により仕事を失ったり所得が減少した個人、個人事業者等を対象とした給付や減税等の経済対策の総額は、10 兆ドル以上に上る。

我が国では、4 月 7 日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」が閣議決定（4 月 20 日変更の閣議決定）され、雇用維持・家計生活下支えを目的とした特別定額給付金、中小・小規模事業者等に対する持続化給付金等の経済再生に向けた施策が展開されている。なお、特別定額給付金は非課税であるが、持続化給付金は事業収入等の補填とみなされ、課税対象である。

（1） 特別定額給付金とマイナンバー（預貯金口座付番）

特別定額給付金を巡っては、当初は新型コロナウイルス感染症等の影響による所得の減少等の条件に該当する世帯に 30 万円を給付するとされたが、給付対象世帯の特定に時間がかかる等の理由で、一律に一人当たり 10 万円を給付すると変更された。国の補正予算成立日の翌日の 5 月 1 日にマイナポータルを活用したオンライン申請が開始され、1,700 以上の団体がオンラインでの受付を実施した。オンライン申請には世帯主がマイナンバーカードを取得していることが必要であるが、5 月末時点の普及率が 16.7%と低く、マイナンバーカードの新規取得を求める人が自治体の窓口を訪れ、申請から取得には時間がかかると説明を受ける場面もあった。また、マイナンバーカードは取得しても使用されていないケースが多く、電子証明書の暗証番号の忘失、有効期限の到来や記載事項の変更（引越等）による失効で、暗証番号の再設定を求める人で窓口が混雑する等の混乱が見られた。一部の自治体では迅速かつ効率的な処理が可能になった一方で、申請時の入力ミスの多さ等に加え、これまで電子申請を受け付けていなかった自治体等では職員がいったん紙に打ち出して処理する等も見られ、受付を中止または停止した団体が 50 以上あったほか、オンラインの申請の方が時間がかかるとして郵送での申請を呼び掛けた団体もある等の課題も発生した。

特別定額給付金は、2009 年に臨時定額給付金を実施した際とほぼ同じスキームであるが、前回 3 ヶ月かかった給付水準に約 1 ヶ月で到達したとされる。特別定額給付金の事務は、番号法に

² 国際通貨基金（IMF）2020 年 6 月「世界経済見通し（WEO）改定見通し」

基づく個人番号利用事務には当たらないため、マイナンバーカードの電子証明書が公的個人認証に使用されたが、給付事務にマイナンバー自体は活用されなかった。そのため、申請データと給付台帳（住民基本台帳システム）のデータは文字情報で突合する必要があり、同一人であっても字体の違いで突合できない等の例が見られた。マイナンバーカードの電子証明書を使用した公的個人認証サービスは、国と地方のデジタル基盤として一定の役割を果たしたが、一方で、国、地方自治体ごとにバラバラな情報システムや業務プロセスにより横断的なデータ活用が進まないことや、マイナンバーの利用には制約が多いことから、マイナンバーはすべての国民にとってのデジタル基盤として機能するには不十分であった。また、特別定額給付金を振り込む金融機関の口座情報は本人からの申告が必要であったが、銀行の合併や支店の統廃合等の影響で間違った口座情報が入力され、自治体の職員が補正したケースも多いという。さらに、金融機関での振込口座の特定はカナ氏名と口座情報に依るが、カナ氏名は住民票上も戸籍上も公証のしくみがないため、カナ氏名の突合は非常に困難である等の課題もあった。新型コロナウイルスの感染拡大という非常事態により、我が国のデジタル化が大きく遅れていることが判明した。

これらの課題を踏まえ、特別定額給付金等の迅速かつ確実な給付を実現するための議員立法が国会に提出された。この法律案は、緊急時の給付金の事務にマイナンバーの利用を可能にするとともに、個人の申し出に基づき振込口座情報をマイナポータルに登録するというもので、申請データと給付データの突合にマイナンバーが利用できるようになるほか、事前に登録された口座情報を利用すれば、銀行名の補正等の作業も必要なくなるという利点がある。

一方で、金融機関の口座にもマイナンバーが付番されていれば、振込口座の特定にもマイナンバーが利用できるが、預貯金口座の付番は顧客に告知義務が課されていないこともあり、付番率は数%に留まっている。当研究会では、預貯金口座への付番についてこれまで度々指摘してきたが、相続時に被相続人の預貯金口座を把握する際等にも有効であるほか、後述するセーフティネットの構築にも役立つ。公平な課税と効率的・効果的な社会保障のインフラとしての税・社会保障番号制度の本来の趣旨に立ち返って、全預貯金口座への付番を進めていくべきである。なおその際、金融機関のコストなどの観点から、預金保険機構の活用も考えていく必要がある。

（２） 持続化給付金

感染症拡大に伴う営業自粛等により、月間収入が前年同月の月間事業収入または月平均の収入を 50%以上下回る月がある中小企業、個人事業者、フリーランス等を対象に、中小企業は最大 200 万円、個人事業者等は最大 100 万円が持続化給付金として給付された。当初は、中小企業と確定申告で事業収入として申告した個人事業者等が対象とされたが、6 月下旬以降、2020 年 1 月から 3 月に創業した企業・個人と併せ、主たる収入を雑所得や給与所得として確定申告した個人事業者等にも対象が拡大された。収入を、雑所得や給与所得として申告している個人事業者等が相当数いるという申告実態が明らかになったために、必要となった対応である。申請は専用のサイトを通じて行い、給付されれば通常の所得と合わせ課税対象となる。

なお、持続化給付金については不正受給が問題となっている。給付金等の不正受給は国際的にも問題とされており、今後、デジタル化等による防止策の検討が必要である。

2.2 新型コロナ対策への米英の取り組み

(1) 米国

米国では、3月27日に成立した The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act により、米国民や中小企業、打撃の大きい産業等に対する直接、迅速な経済的支援が行われた。個人については、1人当たり最大1,200ドル、17歳以下の子供は1人当たり500ドルを給付するもので、一定額以上の年収があると5%ずつ給付額が減少し、高所得者には給付されないしくみである。単身者の場合は、年収99,000ドル以上で対象外となる。内国歳入庁（IRS）と財務省、社会保障庁（SSA）が連携し、2019年または2018年の確定申告情報や納税申告書情報等を元に、大部分の人には特に申請をしなくても還付金や年金等の受取口座に自動的に振り込まれる。6月5日までに、一部小切手やデビットカードを含め、約159百万件が給付された。2020年の還付金の前払いの位置づけであるが、給付額が本来の還付額を上回った場合でも返金の必要はない。

個人事業者やフリーランスについては、中小企業向けの雇用維持や収入減少を補うための融資の補填に加え、通常は対象外である失業給付やコロナウイルスへの感染または感染した家族の看病等に伴う休業期間中の所得に相当する税額控除、納税期限の延長が受けられる。これらの支援を受けるには、申告が必要である。

(2) 英国

英国では、3月11日に成立した2020年度の予算案に新型コロナウイルス感染対策が盛り込まれたのに続き、3月17日には家計向け支援を含む大型の経済対策が公表された。PAYE（Pay As You Earn）が普及している英国では、雇用主が従業員の雇用を維持した場合、給与の80%を政府が補助し、雇用主を通じて従業員に支払うことで、解雇の防止が図られた。同様に、2018-19年度の事業所得が5万ポンド以下かつ所得の半分以上を占める個人事業者等は、事業所得の80%が補償される。

ユニバーサルクレジットは、新型コロナウイルスの影響で受給要件が拡大された。既に受給している人も、新型コロナウイルスへの感染等による就業停止等に伴う収入減少は、オンラインで登録する必要がある。事業所得の補償の対象から外れる個人事業者等でも、受給要件の拡大によりユニバーサルクレジットで保障される可能性がある。

2.3 欧米のセーフティネット

米国の所得税に対する税額控除、英国のユニバーサルクレジット等、欧米では把握している税務情報を給付に結びつけるしくみがあり、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策でも、困窮者（要件の該当者）の銀行口座への直接給付が迅速に行われた。これは、税情報（課税所得）と社会保障給付が番号により連携され、有機的に活用されているため、我が国でも、税制と社会保障制度を一体化した新たなセーフティネットの構築の必要性が認識された。複数の国で導入されている給付付き税額控除、英国のユニバーサルクレジットの概要は、以下の通りである。

給付付き税額控除制度は社会保障給付と税額控除が一体化したしくみで、税金から一定額を控除するが、控除できない場合は差額を支給する制度である。勤労所得に対する給付付き税額控除の場合、働けば働くほど手取り額が増えるため、社会保障により労働のインセンティブを損なうことを防ぎ、ポバティートラップに陥ることを抑止する効果がある。勤労税額控除、児童税額控除、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の 4 類型があり、米国、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国等で導入されている。

英国では、給付付き税額控除をさらに進化させたユニバーサルクレジットが導入されている。ユニバーサルクレジットは所得要件のついた社会保障給付等を統合したもので、世帯の人数や年齢、健康状態、障がいの有無等に基づく世帯の状況により基準額が決定され、世帯の所得が基準額を下回る場合、その差額を給付する制度である。英国は、2013 年から既存の低所得層向けの所得補助、雇用・支援給付、就労税額控除、児童税額控除、住宅手当等を一元化したユニバーサルクレジットの導入を進めてきた。既存の社会保障給付がそれぞれ異なる基準で支給されることや、収入の増加に対する給付の減額率が高いことで就労のインセンティブが阻害されやすいこと等を改めるもので、給付に係る費用の低下にも効果がある。給付額は平均的な世帯の税引き後所得を上回らないように設計されている。

我が国では、2000 年代以降、就労促進や低所得者支援、少子化対策、消費税の逆進性対策等の視点から議論が行われたが、財源の確保や不正受給を防止するための「正確な所得捕捉」が問題となり先送りされた。

3 デジタル時代の税制と社会保障

3.1 ギグワーカー、フリーランスのセーフティネット

新型コロナウイルス感染症の流行により急速に拡大したワークスタイル変革は、テレワークに限らず、副業やギグエコノミー等をさらに加速させると考えられる。コロナ禍で明らかになった社会課題に対し、税制や社会保障を、21 世紀型にデジタル、データ、ダイレクトの 3D に対応したものに変わっていく必要がある。

終身雇用が一般的な時代には、企業が従業員とその家族に提供する雇用保険、医療・健康保険、労災保険、住宅手当等が福利厚生を中心であった。しかし、働き方改革を踏まえた多様で柔軟な働き方や副業・兼業の促進、シェアリングエコノミー、クラウドソーシング等による雇用以外の稼得機会の拡大等により、個人事業者やフリーランス等を含む、正社員以外の働き方が増えている。これらの働き方は自由度が高い一方、経済・社会環境の変化に脆弱で、収入変動のリスクも大きいにも関わらず、終身雇用を前提とした社会保障制度の枠組みの外側に位置している。

例えば、業務上の病気、ケガ、障がい等の場合、被雇用者の医療給付や休業補償は、全額事業主が負担する労災保険により賄われるが、個人事業者は、特定の事業に従事する一人親方が特別加入できる以外は、労災保険は適用されない。また、雇用保険は、失業に備えて事業主と労働者のそれぞれが負担する保険であるが、「休業」の概念のない個人事業者は加入できない。転職も増加しており、雇用形態や雇用/非雇用にかかわらず等の働き方に中立なセーフティネットの構築が必要である。

そのためには、マイナンバーを活用して本人確認と正確な収入や所得の情報を把握し、効果的、効率的な給付のしくみに結びつけるデジタル・セーフティネットの構築が必要である。

特定の組織に属さず、自らの能力や裁量でサービスを提供するフリーランスは、働き方改革が推進される中で急速に拡大してきた。専門性の高い仕事や興味関心のある仕事をするためや、ワーク・ライフ・バランスの充実等のために本業としてフリーランスを選択する以外にも、すきま時間等に副業として取り組む例もみられる。新型コロナウイルス感染拡大下においては、ギグワーカーと呼ばれる一部の雇用的自営のフリーランスなどが特に大きな影響を受けた一方、オンラインでの受発注・サービス提供や接触リスクを回避する新しい生活様式と親和性の高いサービス等は市場を拡大した。

フリーランスは雇用には依らない働き方に該当するため、セーフティネットは被雇用者と比べると充実していないが、フリーランスとして働く人の中には、被雇用者と同等の保障を望まない人も多いと言われており、多様性やリスク耐性を考慮した柔軟なセーフティネットの構築が求められる。

3.2 先進諸国のセーフティネットと情報収集

セーフティネットの構築には、所得の正確な把握が大前提となる。米国会計検査院（GAO）の調査によると、近年パートタイムや副業で増加しているプラットフォーム労働者は、従来型の個人事業者等に比べ、事業開始や顧客獲得等が容易であることから、収入や支出に対する認識が不十分で納税義務意識が低い傾向にあり³、所得の正確な把握を困難にしている。

そこで、近年、諸外国では納税者向けの税務申告支援、不正回避・発見等に、決済に関する第三者情報の活用が拡大している。米国では、クレジットカード等の支払決済会社、PayPal 等の第三者決済代行業者に対する法定調書制度が整えられている。また、エストニアやスウェーデン等一部の国では、Uber からドライバーの所得情報を入手できるしくみが導入されている。エストニアでは 2018 年に Airbnb が対象に加えられ、フランスでは 2019 年に国内で営業するすべてのシェアリングエコノミーのプラットフォームに、年 1 回、税務当局とサービス提供者（納税者）の両方への総所得の報告が義務づけられる等、拡大を見せている。

一方、海外のプラットフォームに対し国内法を適用することは難しいため、デンマークのように海外のプラットフォーム（Airbnb）と個別に合意を図る一方、税務当局に情報提供を行うプラットフォームを利用する場合は、非課税限度額の優遇や営業の制限を緩和する等を行うことで、情報提供を行うプラットフォームの利用を促している例もある。フランスでは Uber の本社があるオランダの課税当局との情報交換制度により、フランス国内の Uber のドライバーの所得情報を入手することが検討されている。

このような状況を受け、2020 年 6 月、140 近い国が参加する OECD/G20 の包摂的枠組みは、オンラインプラットフォーム上での宿泊、飲食配達、旅客輸送、その他の個人向けサービスの提供について、プラットフォームを運営する事業者に対し、税務当局へ売り手の情報提供を義務づける際のモデル規則を承認し、公表した⁴。標準化によりプラットフォームの負荷を軽減することで、税務当局間の情報交換等による海外のプラットフォームの情報へのアクセスを容易にするためである。

モデル規則では、プラットフォームは、売り手の名称、住所、納税者番号（TIN: Tax Identification Number）およびその登録地、生年月日または法人登録番号に加え、1～12 月の年間収入額、銀行口座情報等を翌年の 1 月 31 日までに税務当局に報告することとされている。モデル規則は、デジタル環境の活用や納税者への新たなサービス（例えば記入済み申告書）の提供も視野に入れており、プラットフォームに社会的責任や負担を求める一方、税務当局による標準化・合理化の恩恵がデジタルエコノミーを支えるギグワーカー等の個人にも及ぶ内容となっていると評価できる。モデル規則が求める情報の中には、現在、プラットフォームが取得していない情報が含

³ GAO, "TAXPAYER COMPLIANCE: More Income Reporting Needed for Taxpayers Working through Online Platforms," May 2020.

⁴ OECD, "Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy," July 2020.

まれるだけでなく、情報の正確性の担保にも課題があることから、プラットフォームに過度の負担を強いけない工夫など、今後、事業者の意見に耳を傾けながら具体的な制度設計を行っていく必要がある。

3.3 デジタル企業課税

プラットフォームの利益に対する企業課税については、市場に「拠点」を持たなくても展開できるデジタルエコノミーの特性から、課税根拠として自国内に拠点が存在することを求めてきた既存のルールでは市場国で課税できない不公平を招いている。また、デジタルエコノミーの付加価値の源泉である無形資産が生み出す利益に適切に課税できていない問題がある。新型コロナウイルス感染症の流行はデジタル企業の利益拡大に作用しており、納税者は不公平に敏感になっている。

これらの問題を秩序立てて解決すべく、OECD/G20 で新課税ルールに合意するための議論が2020 年末までの合意を目指して最終段階にあった。しかし、巨大テクノロジー企業の母国である米国と、市場国である欧州等の間の利害対立が解消しなかったこと等から、2020 年 10 月に最終合意の達成を 2021 年半ばに繰り延べることがアナウンスされた。仏、英ほかの国々では、2019 年頃より国際合意を待たず、利益でなく売上に「デジタル税」を課す動きが急速に広がり、米国は関税による報復をちらつかせることでこれに応じるなど、一部では衝突がエスカレートしてきている。今後の推移には注意が必要である。

デジタルエコノミーは国境に縛られない存在であるが故に経済社会に新たな活力を生み出してきた。プラットフォームに対する国際合意に基づかない課税、利益に基づかない課税は、デジタルエコノミーの発展を阻害する。問題の解決のためには国際的な対応が肝要である。日本はこれまでも多国間主義による解決にリーダーシップを果たしてきており、今後とも期待したい。

4 マイナポータルを活用によるデジタル・セーフティネットの構築を

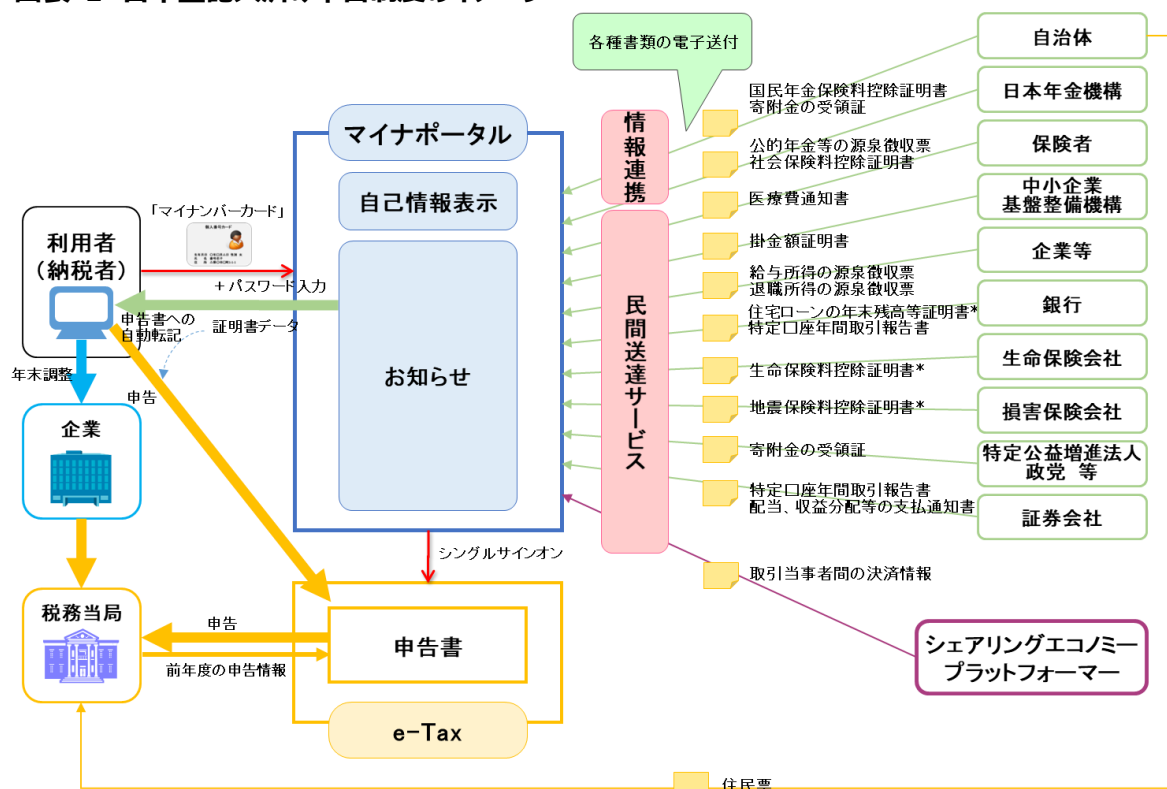
データが中心的存在を占めるデジタル社会においては、所得情報に基づいた給付がセーフティネットとなる。所得情報は一般的には課税に関する情報として税務当局で収集されるが、収集される所得情報の精度を高めることが、セーフティネット構築のひとつの柱である。また、所得情報を社会保障情報に連携させることが、もうひとつの重要な課題である。諸外国には国民ひとりひとりと税務当局が直接インターネットでつながるしくみがあるが、我が国にはそのような制度がないため、これらの課題への対応にマイナポータルを活用し、同様のしくみを実現することを提言する。

4.1 正確な所得情報の把握

(1) 資料情報制度の拡充と記入済み申告制度

諸外国では、正確な所得情報の把握に基づいた記入済み申告制度の導入が進んでいる。本研究では、以前から記入済み申告制度の導入を提案してきたが、マイナポータルを活用した年末調整および所得税確定申告の簡便化による「日本型記入済み申告制度」がいよいよ導入される。本年10月より給与所得者が保険料等の控除証明書を民間送達サービス経由でマイナポータルへ電子的に取り込み、年末調整控除申告書作成ソフトウェアにデータをインポートすることで、控除額等が自動計算されるようになる。2021年1月以降は、e-Taxの確定申告書作成コーナーからマイナポータルに連携することで、控除証明書等のデータを確定申告書へ一括で自動転記することも可能となる。医療費情報については、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能になる予定であるが、2021年分の所得税の確定申告からは、被保険者が審査支払機関等を通じて医療費情報をマイナポータルに取り込むことにより、e-Taxによる医療費控除の申告手続きが簡素化される計画である。今後報酬・料金の支払調書の対象を拡大することで、フリーランスや給与所得者の副業の収入の捕捉が可能になれば、所得情報の精度が向上する。支払調書を税務当局に提出すると並行して本人にもマイナポータル経由で交付することで、申告書への自動転記が可能になるとともに、タックスギャップの解消につながると考えられる。

図表 1 日本型記入済み申告制度のイメージ



* 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローンの年末残高等証明書は、2020 年 10 月に、特定口座年間取引報告書と寄附金の受領証は 2021 年 1 月より確定申告書等作成コーナーと連携される

シェアリングエコノミーについては、支払調書の提出義務を、実際の支払者ではなくプラットフォームに課すことが考えられる。取引の仲介者に支払調書の提出義務を課す例は、既に株式の配当金で見られる。ただし、プラットフォームに法定調書の提出義務を課すにはいくつかの課題がある。まず、法定調書の提出にはプラットフォームによる本人確認とマイナンバーの取得が前提となると考えられるが、シェアリングエコノミーはニックネーム等による匿名性の高い取引として普及している側面もあり、プラットフォームの本人確認レベルは取引のリスクに応じたレベルにとどまっていた、必ずしも厳密に行われているわけではない。また、民間の活用が可能である諸外国の TIN と比べ、マイナンバーは厳格な管理を必要とすることから、零細事業者が多いシェアリングエコノミーのプラットフォームにとってはマイナンバーの適切な取得・管理は負担が大きく、制度の設計に当たっては十分な配慮が必要である。また、フリーランスやシェアリングエコノミーの稼得者は、必ずしもひとつの取引相手やひとつのプラットフォーム上で収入を得ているわけではなく、複数の取引相手や複数のプラットフォームを利用する例も多い。その場合、支払調書の提出義務の限度額を引き下げない意味がないため、支払調書の提出義務者に対し、過度の負担となることにも留意しなければならない。このような問題を一つ一つクリアしながら、マイナポータルに入る情報を拡充することで所得情報の正確な把握につなげ、ひいてはフリーランス等のセーフティネットの拡充をしていくことが必要である。

(2) 源泉徴収制度の活用

支払調書の提出からさらに検討を進めると、プラットフォームによる源泉徴収制度の選択的導入も考えられる。たとえばイタリアでは、プラットフォームを活用した住宅宿泊事業について、2017 年よりプラットフォームによる総所得に対する 21%の源泉徴収が行われている。また、英国ではプラットフォームを活用したライドシェアリングサービスについて、収入だけでなく、平均的なガソリン価格と移動距離や車種等から求めた経費を使って所得を求め、源泉徴収（PAYE）することも検討されている。プラットフォームによる源泉徴収制度は個人事業者等のタックスコンプライアンスコストを低下させ、タックスギャップの縮小に貢献すると考えられる一方で、複数のプラットフォームを利用している場合、支払調書の場合と同様、個々のプラットフォーム上での所得額は課税最低限に満たないことも多いと考えられる。また、プラットフォームが源泉徴収をする場合、利用者が法人か個人かを判断する必要性や、提供するサービス等により大きく異なる経費（利益率）をどのように見積もって所得を算出（控除額を決定）するか、ひとつのプラットフォーム上で種々のサービスを提供するプラットフォームが異なる利益率を適用する場合の負担の大きさ、複数のアカウントをもつ売り手の名寄せ、本業（事業所得）と副業（雑所得）で区別する必要があるか等についても考慮する必要がある。

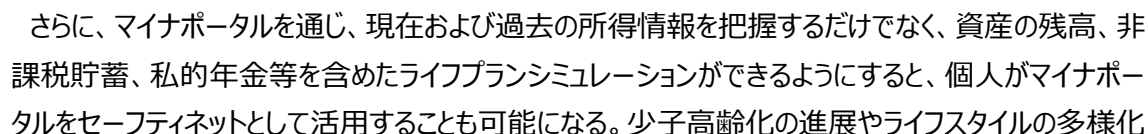
さらに、我が国では、所得税法上、源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲が細かく規定されているため、現行の制度を前提としたままプラットフォームに源泉徴収義務を課すと、プラットフォームが個々の役務提供の内容を把握し、源泉徴収の必要性を判断しなければならない。現時点ではシェアリングエコノミーで課税最低限以上の収入を得ている個人のサービス提供者はあまり多くないと考えられるが、プラットフォームによる源泉徴収のしくみを検討する際には、プラットフォームの手続き上の負担を考慮し、既存の制度の簡素化、画一化についても併せて検討を行うことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症でも明らかになったように、持続化給付金の支給要件として売上の減少率を考慮するのであれば、税務当局による収入の把握は年 1 回では十分ではない。フリーランス等の個人事業者等は収入の変動が大きいこと、および申告の手間等を考慮すると、事業者から個人事業者等への収入の通知はマイナポータルへ支払いの都度（あるいは月 1 回程度）行い、個人事業者等から税務当局への所得の申告は、四半期または月に 1 回程度に拡大することが考えられる。

デジタル化先進国のエストニアでは、納税のデジタル化も進んでいる。e-Tax の利用率は約 98%で、記入済み申告書の内容に訂正の必要がなければ、1 クリックで申告が完了する。個人事業主やフリーランス向けには、収入の一定割合⁵に自動的に課税されることで課税関係が終了する銀行の専用口座が用意されている。収入に対する課税のため、家事代行や個人教授等の経費のあまりかからない小規模の事業を行っている個人に適すとされている。

⁵ 税率は、年間収入 25,000 ユーロ以下の部分は 20%、それ以上は 40%。40,000 ユーロ以下までが対象。

4.2 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネットの構築

図表 2 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネットのイメージ⁶

14

等により、国民が必要とするサービス・支援も多様化している。個人化（パーソナライゼーション）が進むデジタルエコノミーにおいては、行政の提供するセーフティネットも、個人の所得や生活状況等に
応じて個人化していくことが考えられる。マイナンバー制度が国民に真に必要とされる制度となるためには、行政手続の効率化に資するだけでなく、デジタル・セーフティネットとしての機能を果たし、国民
福利の向上に貢献することが必要であろう。一方で、デジタルディバイドにより恩恵を享受できない人
が生まれないようにすることも重要である。

菅政権の最優先政策のひとつが、デジタル改革である。コロナウイルス感染症対策として給付金
などが今後も議論されるこの機会に、マイナンバー制度を見直し、デジタル社会にふさわしいセーフ
ティネットを構築するチャンスといえよう。プライバシーへの懸念や国家による監視への反発等、反対
意見も見受けられるが、デジタル社会やギグエコノミーが拡大する中で、国民のためのセーフティネット
を効率的かつ効果的に構築するには、マイナンバーをデジタル社会の基盤と位置づけることが不可欠
である。

5 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

●座長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート 代表理事

●委員（五十音順）

青山 慶二 21世紀政策研究所 研究主幹

安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

上田 祐司 シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長

大崎 貞和 野村総合研究所未来創発センター フェロー

岡 直樹 東京財団政策研究所

小笠原 泰 明治大学国際日本学部 教授

小木曽 稔 新経済連盟事務局政策部長、楽天株式会社渉外室 ヴァイスジェネラルマネージャー

佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科 教授

岳野 万里夫 日本証券業協会 副会長・専務理事

月村 拓央 みずほフィナンシャルグループ 戦略企画部

鳴島 安雄 税理士

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

松原 仁 東京大学大学院情報理工学系研究科 AI センター 教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授

吉田 安廣 三井住友信託銀行業務部主管 兼 信託開発部長

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

●オブザーバー（五十音順）

今川 拓郎

大貫 繁樹

岡本 憲治

清水 光

豊嶋 基暢

中島 格志

山崎 大介

杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

●事務局

上瀬 剛 株式会社 NTT データ経営研究所 パートナー、社会システムデザインユニット長

稲葉 由貴子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット シニアスペシャリスト

伊藤 香葉子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット コンサルタント

6 研究会の開催概要

第 14 回 2020 年 7 月 2 日

「マイナンバーおよびマイナポータルの最近の動向」

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの開催について」

「ギグエコノミー時代の経済的保障」

第 15 回 2020 年 8 月 4 日

「デジタルエコノミーと税制」

「金融機関におけるマイナンバー制度への対応について」

第 16 回 2020 年 9 月 24 日

「プラットフォーム」とは何か？——新しい『新しい中世』？」

第 17 回 2020 年 11 月 5 日

「報告書について」

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおける検討状況」

「ベーシック・アカウント構想（B A 構想）の提言～誰もが自然に「証券保有体験」ができる仕組み～」

「デジタル庁と政府の IT 政策動向」

7 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階

株式会社 NTT データ経営研究所

社会システムデザインユニット

TEL : 03-5213-4295

担当 : 稲葉 (inabay@nttdata-strategy.com)

伊藤 (itok@nttdata-strategy.com)